

岩見沢市多目的研修集会施設等条例及び岩見沢市多目的研修集会施設等条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の概要

第 1 改正の趣旨

朝日町内会との協議の結果、朝日交通会館及び朝日町内会館を廃止し、それぞれの会館が担っていた機能を朝日コミュニティ交流センターへ集約することに伴い、同センターが担う事業や貸室区分を変更しようとするものであります。

第 2 改正の内容

- (1) 別表第 1 朝日コミュニティ交流センターの項中「陶芸文化」を「歴史」に改める。
- (2) 別表第 3 朝日コミュニティ交流センターの表中「体験工房」を「集会室」に改める。

第 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

岩見沢市条例第 9 号

岩見沢市多目的研修集会施設等条例及び岩見沢市多目的研修集会施設等条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市多目的研修集会施設等条例及び岩見沢市多目的研修集会施設等条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(岩見沢市多目的研修集会施設等条例の一部改正)

第 1 条 岩見沢市多目的研修集会施設等条例（昭和 5 7 年条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 朝日コミュニティ交流センターの項中「陶芸文化」を「歴史」に改める。

(岩見沢市多目的研修集会施設等条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 岩見沢市多目的研修集会施設等条例の一部を改正する条例（令和 7 年条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 朝日コミュニティ交流センターの改正規定中「体験工房」を「集会室」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。